

奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第五十六号

奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する等の条例

(奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の廃止)

**第一条** 奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成

二十四年十月奈良県条例第十六号)は、廃止する。

(奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部改正)

**第二条** 奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例(令和元年十月奈良県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号を削る。

### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。